

法務省民二第2573号

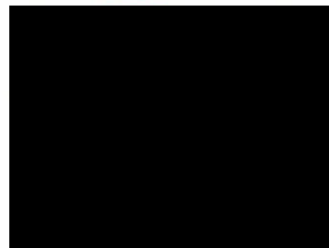
平成23年10月28日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人福祉医療機構が取り扱う包括委任状の一部変更について（依命通知）  
標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人福祉医療機構から民事局長宛て照会が  
あり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計ら  
い願います。



年業第1021002号

平成23年 10月 21日

法務省民事局長  
原 優 様

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野

独立行政法人福祉医療機構が取り扱う包括委任状の一部変更について（照会）

当機構の業務に関する登記申請等の手続につきましては、平素より御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構が取り扱う包括委任状につきましては、平成18年7月4日付け法務省民二第1496号法務省民事局民事第二課長依命通知をもって取扱いをさせていただいているところですが、今般12月1日から、その一部を変更し、別添様式1から様式3までのとおりとすることとしたいので、登記申請等の手続上、差し支えないか、御照会いたします。

なお、変更の要旨は、下記のとおりです。

おって、別紙のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して御周知くださるよう、御依頼申し上げます。

#### 記

不動産登記の電子申請（オンライン申請）に関して必要な事項等を委任事項に追加すること。

様式1

委 任 状

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
独立行政法人福祉医療機構  
理事長 印

私は、独立行政法人住宅金融支援機構を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任する。

記

独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2第1項の規定に基づき行う、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第14条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号）第12条第2項第2号ロ若しくはハ又は同法附則第3条の規定により廃止前の年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号）第17条第1項第3号ロ若しくはハの規定により貸付けた資金に係る次に掲げる事項を処理すること。

- 1 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約、抵当権設定金銭消費貸借契約及び担保権設定契約等担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 機構を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約につき、公正証書作成の囑託に関すること。
- 4 機構を担保権者とする担保権につき、その設定、移転（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第3条第1項及び第4項による年金資金運用基金（以下「基金」という。）を被承継者とする抵当権の移転並びに廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第1条第1項に基づく権利の承継による年金福祉事業団を被承継者とする抵当権の移転を含む）、変更（登記名義人の表示の変更を含む。）、処分、更生、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関すること。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関すること。
- 6 廃止前の基金が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において基金が当該合体前の一つの建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 7 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。
- 8 弁済金の受領に関すること。
- 9 登記原因証明情報、委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求並びに当該原本の受領に関すること。
- 10 第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号及び第9号に掲げる行為をなすにつき復代理人選任に関すること。

以 上

委 任 状

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
独立行政法人福祉医療機構  
理事長 印

私は、沖縄振興開発金融公庫を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任する。

記

独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2第1項の規定に基づき行う、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第14条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号）第12条第2項第1号若しくは第2号又は同法附則第3条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号）第17条第1項第2号若しくは第3号の規定により貸付けた資金に係る次に掲げる事項を処理すること。

- 1 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約、抵当権設定金銭消費貸借契約及び担保権設定契約等担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 機構を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2号の契約につき、公正証書作成の嘱託に関する事。
- 4 機構を担保権者とする担保権につき、その設定、移転（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第3条第1項及び第4項による年金資金運用基金（以下「基金」という。）を被承継者とする抵当権の移転並びに廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第1条第1項に基づく権利の承継による年金福祉事業団を被承継者とする抵当権の移転を含む。）、変更（登記名義人の表示の変更を含む。）、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関する事。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関する事。
- 6 廃止前の基金が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において基金が当該合体前の一つの建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 7 基金を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録並びに工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団の財産目録について物件の表示変更、追加、分離若しくは消滅による変更登記の同意に関する事。
- 8 基金を担保権者として登記した第6号に掲げる財団の分割について工場抵当法第4条第2項又はその準用規定による抵当権の消滅の承諾に関する事。
- 9 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関する事。
- 10 弁済金の受領に関する事。
- 11 登記原因証明情報、委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本還付の請求並びに当該原本の受領に関する事。
- 12 第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第9号及び第11号に掲げる行為をなすにつき復代理人選任に関する事。

以上

委 任 状

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
独立行政法人福祉医療機構  
理事長 印

私は、  
委任する。

を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を

記

独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2第1項の規定に基づき行う、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第14条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号）第12条第2項第1号若しくは第2号イ又は同法附則第3条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号）第17条第1項第2号若しくは第3号イの規定により貸付けた資金に係る次に掲げる事項を処理すること。

- 1 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約、抵当権設定金銭消費貸借契約及び担保権設定契約等担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 機構を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約につき、公正証書作成の嘱託に関すること。
- 4 機構を担保権者とする担保権につき、その設定、移転（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第3条第1項及び第4項による年金資金運用基金（以下「基金」という。）を被承継者とする抵当権の移転並びに廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第1条第1項に基づく権利の承継による年金福祉事業団を被承継者とする抵当権の移転を含む。）、変更（登記名義人の表示の変更を含む。）、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関すること。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報通知の暗号化に関すること
- 6 廃止前の基金が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において基金が当該合体前の一つの建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 7 基金を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録並びに工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団の財産目録について物件の表示変更、追加、分離若しくは消滅による変更登記の同意に関すること。
- 8 基金を担保権者として登記した第6号に掲げる財団の分割について工場抵当法第4条第2項又はその準用規定による抵当権の消滅の承諾に関すること。
- 9 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。
- 10 弁済金の受領に関すること。
- 11 登記原因証明情報、委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求並びに当該原本の受領に関すること。
- 12 第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第9号及び第11号に掲げる行為をなすにつき復代理人選任に関すること。

以上

法務省民二第2572号

平成23年10月28日

独立行政法人福祉医療機構 長野 洋 殿

法務省民事局長 原 優

独立行政法人福祉医療機構が取り扱う包括委任状の一部変更について（回答）

平成23年10月21日付け年業第1021002号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。